

福井市子ども相談・子育て支援事業業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和元年 1 1 月

福井市

## 1 趣旨

福井市子ども相談・子育て支援事業業務を委託するにあたり、企画提案を公募し、その企画提案者から受託候補者を特定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 福井市子ども相談・子育て支援事業業務
- (2) 事業内容 「福井市男女共同参画・子ども家庭センターにおける子ども相談・子育て支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務場所 福井市手寄1丁目4番1号 A O S S A 5階  
福井市男女共同参画・子ども家庭センター 子育て支援室・相談室
- (4) 業務期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 業務に要する費用(予定価格)

- (1) 委託料の概算 184,140,000円(税込)  
1年あたりの業務に要する費用を36,828,000円(税込)とし、各年度とも半期毎に均等割りによる前払いとする。  
なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。
- (2) 留意事項  
この金額は、仕様書の内容に係る規模を示した概算であり、予算を確約するものではないこと。  
受託法人決定後、委託者受託者双方協議の上、仕様書の変更や減額等を行う場合があること。  
予算が成立しない場合、選定された内容は無効となること。

## 4 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人その他の法人のいずれかに該当する者であること。
- (2) 福井市内の子育て支援拠点事業、認可保育所又は認定こども園の運営実績を3年以上有していること。
- (3) 福井市内に主たる事務所又は従たる事務所を有していること。
- (4) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(昭和60年4月1日施行) 福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を、公表日から受託候補者特定の日までの間に受けている者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第46条若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第50条の規定に基づく解散、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第206条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第19条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に基づく破産の申し立てがなされていないこと。

いこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始の申立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

(8) 納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。

(9) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(10) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係

(11) 応募法人の役員等が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった者又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

<参考>

○地方自治法施行令(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抜粋)

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

(1) 指定暴力団員

(2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。)

(3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

(4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

## 5 質問の受付及び回答

企画提案にかかる質問の受付及び回答は以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和元年11月29日(金)17時(必着)
- (2) 提出方法 質問書(様式1号)により電子メールにて提出すること。
- (3) 回答期日 令和元年12月2日(月)まで
- (4) 回答方法 全参加事業者に電子メールにて回答

## 6 企画提案書等の作成及び提出

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を7部(原本1部、副本6部)提出すること。

### (1) 提出書類

#### 申請書類

- 参加申込書(様式2号)
- 企画立案届出書(様式3号)
- 誓約書(様式4号)
- 法人概要(様式5号)
- 役員名簿(様式6号)
- 福井市子ども相談・子育て支援事業業務運営に関する基本的な考え方(様式7号)
- 福井市内の子育て支援拠点事業、認可保育所又は認定こども園の運営実績(様式8号)
- 配置予定職員(様式9号)
- 職員配置体制(様式10号)
- 職員の質の確保について(様式11号)
- 開設計画(様式12号)
- 事業方針(様式13号)
- 危機管理(様式14号)
- 周知、広報関係(様式15号)
- 独自提案(様式16号)
- 事業収支予算書(様式17号)
- 応募辞退届(様式18号) 辞退する場合

#### 添付書類

- 定款:最新のもの(写し可)
- 法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書):応募3か月以内に発行されたもの(写し可)
- 法人代表者印鑑証明書:応募3か月以内に発行されたもの(原本)
- 法人の決算書(資金収支計算書、事業活動収支計算書又は損益計算書、貸借対照表、財産目録等):直近3事業年度分(写し可)
- 法人税申告書(決算書含む。):直近1期分(該当する場合に限る。)
- 法人収支計算書(平成30年度)

法人事業報告書（平成30年度）

法人組織図

法人就業規則

納税証明書 ・ 国税分 未納がないことの証明  
・ 県税分 未納がないことの証明  
・ 市税分 最新の納税証明書（課税全税目の記載があるもの）

配置予定職員の資格証明書等（要原本証明）

、 について、 に含まれる場合、重複しての提出は不要。

## （2）提出書類に関する留意事項

書類は原則A4縦型とし、文章は横書きとすること。カラー・白黒は問わない。

A4版縦型フラットファイルに左閉じ（折込可）とし、書類にインデックスを添付すること。  
表紙に法人名を記載すること。

追加して資料の提出を求めた場合は、7部（原本1部、副本6部）を提出すること。

応募書類提出にかかる一切の費用は、応募した法人の負担とする。

## （3）提出期間等

提出期間 令和元年12月5日（木）9時から令和元年12月18日（水）17時まで（必着）  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

提出場所 福井市福祉保健部子ども福祉課

提出方法 上記提出場所へ持参すること。（郵送による受付は行いません。）

受付時間 9時から17時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

## 7 審査方法

### （1）第1次審査（書類審査）

次に示す「8 審査基準及び配点」に基づいて提出書類を審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施するものとする。

### （2）第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等）

第1次審査により選考されたものに対して企画提案についてのヒアリング等を実施し、8で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、審査委員会は、一定水準以上の評価を得た法人を候補者として選定し、評価の高い順に受託候補者及び次点候補者を特定する。

開催日時 令和2年1月上旬（予定）

開催会場 福井市役所（予定）

参加人数 1法人につき3名まで

実施時間 1法人につき25分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）

審査順 審査の順番は、企画提案書を受け付けた順番の逆とする。

機材等 パソコン、スクリーン及びプロジェクターは市が準備する。

(3) 審査結果の通知

第1次審査：審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びプレゼンテーション等を実施する旨を併せて通知する。

第2次審査：審査結果を書面により通知する。

**8 審査基準及び配点**

(1) 審査方法

審査委員（5名）は、提出書類、面接（プレゼンテーション及びヒアリング等）により以下に示す採点方法に基づき評価した点数を付し、審査委員の点数の合計が最も高い者を受託候補者とし、次点の者を次点候補者として特定する。なお、点数の合計が50点（100点満点）に満たない者は、失格とする。また、審査対象事業者が1事業者の場合も、上記基準点を適用するものとし、基準点以下の場合には選定しないものとする。ただし、点数の合計が最も高い者が複数いる場合は、(2)の審査項目の内「事業計画」の点数の合計が上位の者を受託候補者とする。

○採点方法（5段階評価）

段階	特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
点数	5点	4点	3点	2点	1点

(2) 審査項目及び配点

提出書類、面接（プレゼンテーション及びヒアリング等）による審査は、提案者ごとに以下の審査項目について5段階評価で点数を付す。なお、配点（100点満点）及び審査内容は、以下のとおりとする。

○審査項目別審査内容及び配点割合

審査項目	様式	審査内容	配点割合
基本事項	基本理念	様式 5 法人の運営方針 応募動機	35点
	運営方針	様式 7 運営に関する基本的な考え方	
		様式 5~8 運営の安定性 様式 8 子育て支援拠点事業・認可保育所・認定こども園の運営実績	
整体制	職員体制	様式 9~10 適任人材（管理者、専門職員等）の配置等について	25点
	開設計画	様式 11 職員の質（研修の実施等）について	
		様式 12 職員配置準備、引継ぎ等のスケジュール	
事業方針	事業計画	様式 13 有効なサービス水準を確保するための考え方（要望・苦情への対応、虐待防止体制等） 効果的なサービスを確保するための考え方（関係機関との連携、地域との交流等）	40点
		様式 14 危機管理体制の考え方（災害時の対応、事故防止対策、衛生管理体制、個人情報の保護等）	
	様式 15 周知、広報の考え方（関係機関への周知、情報発信の手法等）		
	様式 16 法人独自の提案事業等		
	様式 17 事業費の積算内容		
合計			100点

## 9 スケジュール

公表から業務委託開始までのスケジュールは以下のとおりとする。

内容	日程
実施要領等の公表	令和元年11月15日(金)
企画提案にかかる質問の受付期間	令和元年11月16日(土) ～令和元年11月29日(金)17時必着
企画提案にかかる質問の回答期日	令和元年12月2日(月)
企画提案書等の提出期間	令和元年12月5日(木) ～令和元年12月18日(水)17時必着
第1次審査(書類審査)	令和元年12月下旬(予定)
第2次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング等)	令和2年1月上旬(予定)
審査結果(受託候補者特定結果)の通知	令和2年1月中旬(予定)
業務委託開始	令和2年4月1日(水)(予定)

公募時点での予定であり、応募の状況等によって変更になる場合がある。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 11 苦情申立て

応募資格審査結果通知書を受けたもので、資格がないとした理由に不服があるものは、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内に、福祉保健部子ども福祉課に対して苦情を申し立てることができる。

苦情を申し立てたものに対する回答は、苦情申し立てを受けた日の翌日から起算して3日(閉庁日を除く。)以内に、書面により行う。

## 12 業務委託契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

また、受託候補者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点候補者と当該業務委託契約について交渉を行う。

### **13 その他の留意事項**

- (1) 提出期限以降における書類の追加、差し換え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、当該プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (6) 当該プロポーザルの実施に関する情報については、随時福井市公式ホームページに掲載する。
- (7) 「配置予定職員（様式第9号）」に記載した配置予定の職員は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (8) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、企画提案した者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、当該プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

### **14 担当部署（書類提出場所・問い合わせ先）**

福井市福祉保健部子ども福祉課 担当：濱口

福井市大手3丁目10番1号（福井市役所 別館2階）

TEL：0776-20-5412 電子メール：kodomo@city.fukui.lg.jp